

「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」の策定について

現在の本市の子ども・若者に係る計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」、
「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」、
「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」については、令和2年度を始期とする後継計画を策定する際に一体化し、「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）（以下「新計画」という。）」として策定することとしております。

昨年度末に開催した本審議会の全体会議において、新計画のコンセプト及び重点事項について意見聴取を行っており、検討状況を御報告いたします。

1 新計画の対象

新計画では、子ども・若者育成推進法における子ども・若者育成支援推進大綱に則し、「子ども・若者」という用語を使用し作成します。

新計画における「子ども・若者」の範囲は、0歳から概ね30歳未満の者としませんが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

なお、新計画は複数の計画を一体的に策定するものであり、各計画における対象者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童」、「生徒」、「青少年」等の用語を併用する予定をしております。

子ども： 乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者： 思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

青少年： 乳幼児期から青年期までの者。

※ **乳幼児期**は、義務教育年齢に達するまでの者。

※ **学童期**は、小学生の者。

※ **思春期**は、中学生から概ね18歳までの者。

なお、思春期は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども・若者のそれぞれに該当する場合がある。

※ **青年期**は、概ね18歳から概ね30歳未満までの者。

※ **ポスト青年期**は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支援、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

2 新計画の構成について（案）

新計画の作成に当たっては、新計画の本編である第Ⅲ部を、「目指すまち」や「重点項目」を記載する「総論」と、新計画に包含する各計画を記載する「各論」に分けて掲載するなど、市民が目にすることを踏まえ、読みやすく、分かりやすい計画になるよう作成してまいります。

※ 新計画の構成については**別紙1**を参照

3 新計画のコンセプトについて（案）

新計画は、以下のコンセプトのもとに策定したいと考えており、令和2年度以降は、「目指すまち」を実現するための「充実施策」や「新規施策」を推進していきたいと考えております

※ コンセプトの詳細は別紙2を参照

《新計画のコンセプト》

【策定の基本理念】

京都で育ち合い、学び合った子どもや若者が将来の展望を持って成長するとともに、京都に住み、働く人が幸せと希望を感じ、暮らし続けたいと思えるまちを実現する。

また、「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」を更に推進し、結婚・出産・子育ての希望を持つすべての人の想いを叶え、京都市ならではの市民力・地域力・文化力を結集した「市民の生き合う力」を高め、進行する少子化に立ち向かう。

【目指すまちのすがた】

すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！

笑顔あふれる『子育て・「共育」環境日本一』のまち

4 今後について

本審議会の全体会議、部会及び共同部会において、引き続き意見聴取を行い、今年度中の新計画策定に向け、検討を進めていきます。

【主なスケジュール（予定）】

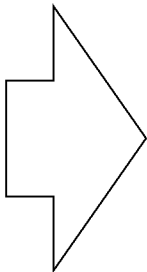
令和元年6月～9月	審議会の全体会議、部会及び共同部会の開催
9月～10月	パブリック・コメントの実施
10月～12月	審議会の全体会議、部会及び共同部会の開催
令和2年1月	新計画の策定

《現行の計画》

京都市未来こどもはぐくみプラン	
第Ⅰ部	計画の趣旨
第Ⅱ部	子どもと家庭を取り巻く状況
第Ⅲ部	計画の内容 <u>市町村行動計画</u> 、 <u>子ども・若者計画の一部</u>
第1章	子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支え合う 子育て支援の風土づくり
第2章	次世代を育むすべての家庭を支援し支え合うまちづくり
第3章	子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり <u>京都市 母子保健計画</u>
第4章	安心して子育てできる幼児教育・保育の充実
第5章	放課後の子どもの居場所づくり <u>京都市 放課後子ども総合プラン</u>
第6章	伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く 子どもたちを育むまちづくり
第7章	支援を必要とする子どもや家庭を大切にするまちづくり <u>京都市 家庭的養護推進計画</u>
第8章	ひとり親家庭の自立促進 <u>京都市 ひとり親家庭自立促進計画</u>
第9章	すべての家庭を支える子育て支援施策の充実 <u>京都市 子ども・子育て支援事業計画</u>
第Ⅳ部	計画の推進体制

京都市ユースアクションプラン <u>子ども・若者計画の一部</u>	
第1部	計画の趣旨
第2部	青少年を取り巻く状況
第3部	計画の内容（改定版）
1	行動計画の体系
2	行動計画の施策とその展開
I	生き方デザインの形成支援
II	困難を有する青少年がよりよく生きるための 支援
第4部	計画の推進

京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画	
第1章	実施計画策定の基本的な考え方
第2章	貧困家庭の子ども等の状況
1	アンケート調査による実態把握
2	関係団体・施設等ヒアリング
3	子ども等の生活状況等実態把握の結果
第3章	京都市における貧困家庭の子ども等対策
1	貧困家庭の子ども等対策の方向性と施策の体系
(1)	実態把握から見えてきた、貧困家庭の子ども 等を取り巻く課題
(2)	施策推進の方向性
(3)	施策の体系
2	貧困家庭の子ども等対策に資する具体的な施策
3	計画の推進



《新計画（案）》

子ども・若者に係る総合的な計画	
第Ⅰ部	計画の趣旨
	計画の背景・位置付け・計画期間・計画の対象
第Ⅱ部	子育て家庭・子ども・若者を取り巻く状況
	ニーズ調査等の結果から見る本市の状況
第Ⅲ部	計画の基本的な考え方 <u>【総論】</u>
第1章	計画の基本理念と目指すまちづくり
1	策定の基本理念+目指すべきまちのすがた
2	はぐくみ文化が息つき、社会全体で子ども・若者を育む風土の醸成
3	計画策定の視点
第2章	目指すまちのすがたを実現し、切れ目のない支援を推進するための重点項目
<u>重点1</u>	安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学びと育ち合い
<u>重点2</u>	若者のライフデザイン形成への支援
<u>重点3</u>	子育て家庭・子ども・若者の孤立防止
<u>重点4</u>	特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援
<u>重点5</u>	はぐくみ文化を推進するネットワーク機能の強化
<u>重点6</u>	真のワーク・ライフ・バランスの更なる促進
第Ⅳ部	計画の内容 <u>【各論】</u>
第1章	ライフステージに応じた子ども・若者の成長
<u>妊娠・出産期～乳幼児期</u>	
1	母子保健
<u>乳幼児期～学童期</u>	
2	乳幼児期の子育て支援
3	幼児教育・保育
<u>学童期～思春期</u>	
4	子どもの教育環境
5	放課後の子どもたちの居場所づくり
<u>思春期～青年期</u>	
6	思春期保健
7	若者の自己成長と社会参加
第2章	特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援
1	貧困家庭の子ども・若者への支援
2	児童虐待対策・少年非行対策，社会的養育の推進
3	困難を有する若者への支援
4	障害児支援
5	ひとり親家庭支援
第3章	子ども・若者とその家庭をみんなで支え・育む社会
1	次代を担う子ども・若者をはぐくむ地域共生社会の推進
2	親育ち促進
3	「真のワーク・ライフ・バランス」の促進
第Ⅴ部	市町村子ども・子育て支援事業計画
1	教育・保育提供区域の設定
2	幼児教育・保育
3	地域子ども・子育て支援事業
第Ⅵ部	計画の推進体制
1	進捗管理の方法
2	京都市はぐくみ推進審議会

【京都市の特色】

- ◎ 地域で力を合わせ、日本で初めて小学校を作った
「人づくりを大切にする地域の風土」
- ◎ 子どもや若者を社会の宝として、
「社会全体で大切にはぐくむ風土」
- ◎ 子どもや若者が将来に希望を持って
「自己成長していくことができる風土」

市民力・地域力・文化力
を礎とした
「はぐくみ文化」

※市民ぐるみ・地域ぐるみで子ども
や子育て家庭等を支え、見守る「京都
はぐくみ憲章」が市民主導で制定

【子ども・若者・その家庭を取り巻く現状】

- 虐待、貧困、障害等の支援ニ
ーズの増大・多様化
- 家族や地域社会の関係性の
希薄化による孤立

少子化の進行

生活環境や雇用環境の変化等による若
者の将来への不安感・負担感の増大

長時間労働の常態化等により、仕事と家
庭生活の両立困難

【目指すべき“まち”のすがた】

**すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！
笑顔あふれる『子育て・「共育」環境日本一』のまち**

【計画策定の基本理念】

京都で育ち合い、学び合った子どもや若者が将来の展望を持って成長するとともに、京都に住み、働く人が幸せと希望を感じ、暮らし続けたいと思えるまちを実現する。
また、「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」を更に推進し、結婚・出産・子育ての希望を持つすべての人の想いを叶え、京都市ならではの市民力・地域力・文化力を結集した「市民の生き合う力」を高め、進行する少子化に立ち向かう。

【新計画における重点事項】

子どもや若者自身が主体的に成長し、子ども・若者を育む家庭を、身近な地域や社会全体で支え合うために以下の視点を踏まえた重点項目を基軸とした施策を推進する。

【大切にする5つの視点（目標）】

- ◎ 「子ども」が、大切に生まれ、希望を持って育ち合うことができる。
- ◎ 「若者」が、多様な可能性の下、主体的に未来を切り拓いていくことができる。
- ◎ 「子ども・若者をはぐくむすべての家庭」が、子育てから学び、子どもと共に育ち合うことができる。
- ◎ 「身近な地域」が、子ども・若者を「社会の宝」として大切に育むとともに、子育て家庭を温かく応援していくことができる。
- ◎ 「社会全体」で、「真のワーク・ライフ・バランス」が息づき、すべての人が幸せを感じることができる。

重点項目

若者のライフデザイン形成への支援

- ◎ 「若き市民」として、地域と若者が共汗することにより、社会への積極的な貢献を促進
- ◎ 若者がもつ多様な力が発揮できる環境づくりの促進
- ◎ 仕事・結婚・子育て等々、将来に展望を持って成熟した社会人となることへの支援

重点項目

真のワーク・ライフ・バランスの更なる促進

- ◎ 京都ならではの文化に触れ、地域行事に参加するなど、家族や子ども、地域との時間を大切にできる「ゆとりのある環境づくり」の促進
- ◎ 企業や職場ぐるみで、生活や子育てと仕事が相互に高めあう「働き方改革」を推進していく。
- ◎ 多様な働き方を支える「子育て支援の受け皿」と「支援の質」を確保

重点項目

安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学びと育ち合い

- ◎ 医療機関等と連携し、子どもや妊産婦を支援することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進
- ◎ 幼児教育・保育の充実と支援の質を確保
- ◎ 保幼小の連携を深め、「知・徳・体」の調和のとれた育成を推進

重点項目

特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援

- ◎ 「誰一人取り残さない」施策を実現するため、「児童虐待」「社会的養護」「障害児」「ひとり親家庭」「少年非行」「いじめ、不登校、ひきこもり」「貧困家庭の子ども・若者」等への支援を更に推進

重点項目

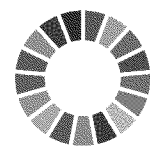
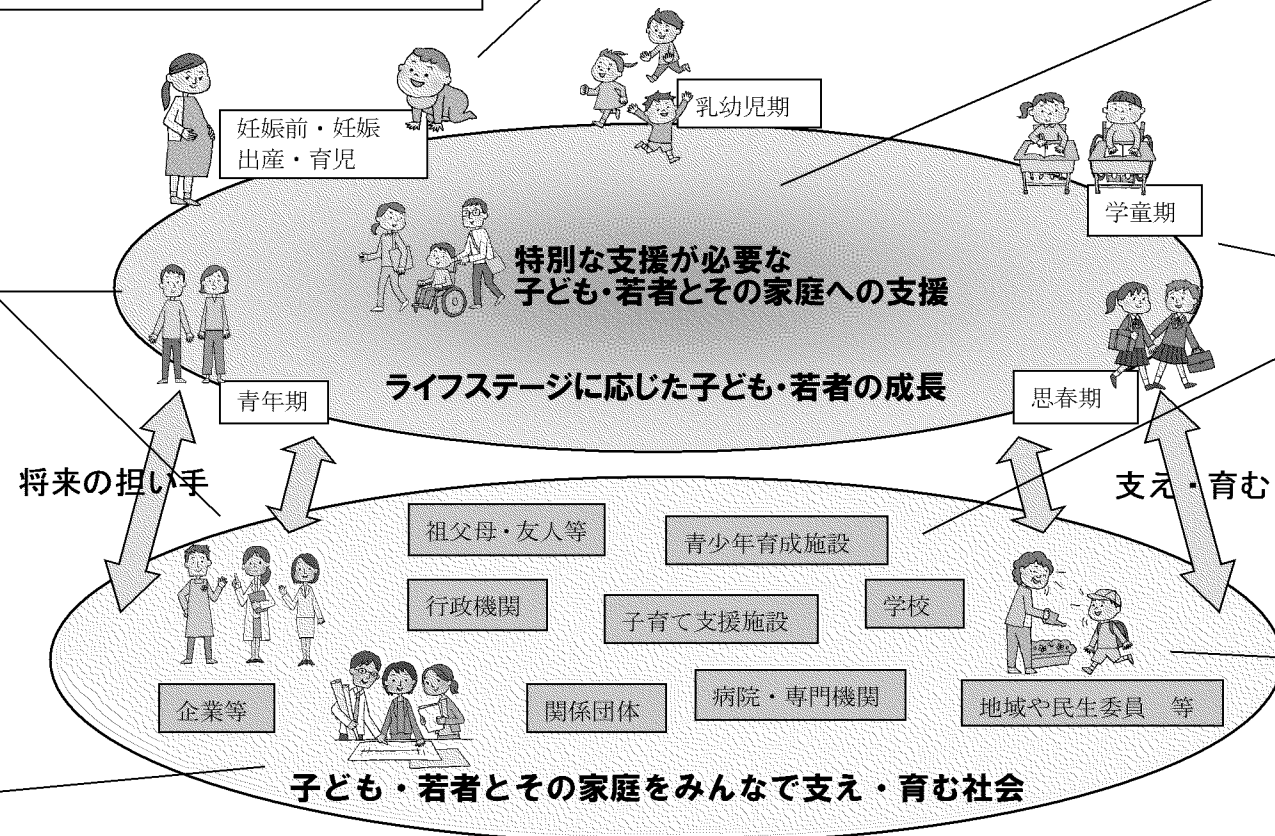
子育て家庭・子ども・若者の孤立防止

- ◎ 乳幼児を抱える子育て家庭が交流できる支援施策の充実
- ◎ 学童クラブ事業や放課後まなび教室、学習支援が連動した小学生の放課後等の居場所の充実
- ◎ 青少年活動センター等の活動により身近な地域での若者の居場所を確保

重点項目

はぐくみ文化を推進するネットワーク機能の強化

- ◎ 子ども若者を支援する「全市レベル」「行政区レベル」「身近な地域レベル」でのネットワークを構築し、保護者と共に子どもや若者を「社会の宝」として社会全体ではぐくむ風土を醸成
- ◎ 行政が地域や関係機関との連携の「つなぎ目」となり、支援が必要な家庭に気づき、必要な支援につなぐ、「切れ目ない支援」の強化



本市ならではの市民力・地域力・文化力を軸として、施策を推進し、「SDGs」に掲げる目標に則して、少子化に対して立ち向かう、持続可能で「レジリエンス」のある社会を実現

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について

「子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）について、市町村は、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本指針に沿って、5年を1期として定めることとされています。

第一期事業計画（平成27年度～令和元年度）については、「京都市未来こどもはぐくみプラン」（平成27年度～令和元年度）と一体的に策定していますが、令和2年度を始期とする第二期事業計画については、国からの指示も踏まえ、以下のとおり策定することとしたいと考えています。

1 策定の方向性について

令和2年度を始期とする「子ども若者に係る総合的な計画」（以下「新計画」という。）と一体的に策定する。

2 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

3 策定の対象となる事業

各事業の詳細は別紙参照

事業名（国）	事業名（京都市）
幼児教育・保育	
地域子ども・子育て支援事業	
利用者支援事業	子どもはぐくみ室における相談・支援
延長保育事業	時間外保育事業
一時預かり事業（一般型）	一時預かり事業（保育所型）
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園における預かり保育
病児保育事業	病児・病後児保育
放課後児童健全育成事業	学童クラブ事業 等
養育支援訪問事業	育児支援家庭訪問事業 育児支援ヘルパー派遣事業
子育て短期支援事業	ショートステイ トワイライトステイ
地域子育て支援拠点事業	児童館事業 つどいの広場事業 保育所拠点事業
子育て援助活動支援事業	ファミリーサポート事業
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業
妊婦に対する健康診査	妊産婦健康診査

4 策定について

(1) 本市における策定の方針

今後の人口の推移や、これまでの利用実績をベースに、新計画策定に係り実施したニーズ調査において確認した各事業の利用ニーズ等を踏まえて策定する。

(2) 策定する事項

- ・ 量の見込み

各年度（令和２年度～令和６年度）の事業提供量の見込み

- ・ 確保方策

各年度（令和２年度～令和６年度）の事業の提供体制の確保及びその内容

(3) 本審議会での審議

事業ごとに専門的に審議する必要があるため、部会及び共同部会において意見聴取を実施（各事業の審議を行う部会等は別紙のとおり）したうえで、部会及び共同部会での検討内容を全体会議で報告し、意見聴取する。

（主なスケジュール（予定））

令和元年６月 各部会及び共同部会で意見聴取

７月 全体会議で意見聴取

第二期子ども・子育て支援事業計画の対象となる事業一覧

事業名（国）	事業概要	部会
幼児教育・保育	【教育・保育施設】 認定こども園，幼稚園，保育園（所） 【地域型保育事業】 小規模保育事業，家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業	幼保推進部会
地域子ども・子育て支援事業		
ア 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう，身近な実施場所 で情報収集と提供を行い，必要に応じ相談・助言等	「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした 共同部会（※）
イ 延長保育事業	11時間（保育所の開所時間）を超えて保育を実施	幼保推進部会
ウ 一時預かり事業（一般型）	一時的な保育，保護者の傷病などによる緊急時の保育に対応	
エ 一時預かり事業（幼稚園型）	通常教育時間の前後や長期休業期間中などに預かり保育を実施	
オ 病児保育事業	病氣中・病氣回復期にあり，集団保育が困難な児童を一時的に保育を提供	
カ 放課後児童健全育成事業	授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場	子どもの健全育成推進部会
キ 養育支援訪問事業	養育支援が必要な状態にある家庭に対して，保健師等が家庭訪問を通じて，養育に関する支援を実施	支援を必要とする子どものための部会
ク 子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者が，疾病や仕事等の事由によって，家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に，当該児童を児童福祉施設において一定期間養育	
ケ 地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や子育て等に関する相談，地域における親・子の育ちを支援する取組を実施	「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした 共同部会（※）
コ 子育て援助活動支援事業	育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方による育児に関する相互援助活動を支援	
サ 乳児家庭全戸訪問事業	保健師等が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し，子育てに関する不安や悩みの相談，必要な情報提供等を実施	
シ 妊婦に対する健康診査	妊娠期間中14回の健康診査を，医療機関等に委託して実施	

※ 親子いきいき保健部会，幼保推進部会，子どもの健全育成推進部会を共同開催